

第1回広陵町ごみ減量等推進審議会 議事録概要

■ **開催日時** 令和 5年3月28日（火曜日） 10時から11時45分

■ **開催場所** リレーセンター広陵 3階 研修室大

■ **出席者**

<委員> 12人（欠席3人）

<町・事務局> 3人

■ **次第**

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1） 委嘱状交付

（2） 会長、副会長の選出について

（3） 広陵町ごみ減量等推進審議会の再開について

（4） ごみ袋有料化に伴うごみ搬入量及び人口の推移について

4 その他

5 閉会

■ 配布資料

本日の会議次第

座席表

委員名簿

広陵町ごみ減量等推進審議会の再開を求める決議書

一般廃棄物のごみ減量等に関する諮問事項（答申）

15年間のごみ搬入量及び人口の推移と広陵町ごみ減量等推進審議会条例

■ 議事内容

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

- ・（1） 委嘱状交付
- ・（2） 会長、副会長の選出について
- ・（3） **広陵町ごみ減量等推進審議会の再開について**

（事務局 部長）

（審議会を再開する経緯をご説明）

平成12年11月29日付けで、広陵町における一般廃棄物の搬出の抑制、分別収集の徹底、資源ごみのリサイクル等ごみの減量化・資源化に関する事項及び中間処理・最終処分を含めた一般廃棄物の処理に関する事項についての諮問を受け、9回審議会を開催し、平成13年10月17日付けで答申させていただきました。

その後、地元及び周辺大字である古寺区、中区、広瀬区、百済区のみなさんのご理解ご協力を得て、平成19年3月19日に新清掃施設（旧クリーンセンター広陵、現リレーセンター広陵）を稼働したが、地元及び周辺大字との協定締結により、操業は15年限りとなっていることから、令和4年3月18日をもって、ごみの処理施設として操業を停止した。以前の答申から約22年を経過することから、令和4年3月22日令和4年第1回広陵町議会定例会の最終日において、再度、広陵町ごみ減量等推進審議会を開催し、広陵町のごみ処理行政について、幅広い理解を求めることに努めるよう決議されたので、今回、審議会を再開させていただき運びとなった。

次に審議会の構成について、広陵町ごみ減量等推進審議会条例第4条の規定によりまして、審議会は住民代表6人、広陵町内の事業所の代表5人、学識経験者4人の計15人で組織することとなっていることから、今回、各委員さんに委嘱させていただきました。

次に議会で決議され、審議いただく内容について、

1つ目、「これまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果を明らかにすること。」

2つ目、「自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法について検討すること。」

3つ目、「住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な視点から、指定ごみ袋の価格について慎重に検討すること。」

以上3点について、今後慎重にご審議いただくことになるのでよろしく願います。

当時、広陵町ごみ減量等推進審議会は平成12年11月29日に町長から「広陵町の一般廃棄物のごみ減量等に関する諮問事項について」検討するよう諮問を受けたことに対し、平成13年10月17日付けで答申している。

(当時の審議会からの答申内容について説明)

(別添「一般廃棄物のごみ減量等に関する諮問事項」(答申)の説明)

(会長)

今回の第1回目は事務局の方から説明をしていただいた。

いきなり全体を通して言うのはなかなか難しいと思うが、ただ、「最後に」のところ、当時の町長に対して答申をした審議会として課題として残っているのはこの部分であり、ごみ問題は他人事ではなく、自らの問題であることを認識することであり、まさに環境問題もそうであり、行政がいくら配慮しても実際行うのは住民である。その事を頭に入れながらこの答申について各委員に順を追ってご意見をお聞きしながら進めたいと思う。

今日、すべての結論を出すのは時間的にも無理で、今日の第1回目は基本的に事務局から説明していただいたことに対し、私たち委員がどう考えを議論づけるのか、今回深くは入っていかないが、事務局に説明を受けたことに対して何か質問したい方がおられれば質問をお受けする。

(委員)

この当時、ちょうどごみの転換期でこのような計画が示されたと思うが、評価はどのようにされてきたのか。どう周知されてきたのか。

ごみに対する努力をしていただくための計画であるのはわかるが、どうそれについて対策をされて今に行き着いているのか教えていただきたい。

3つ目は、ごみ処理の費用の推移を住民の方々に周知しているのかどうか。

いくらかかって、いくら費用が必要だから、最終的にどれだけごみの袋費用が必要なのか。例えば、みんなが水きりを頑張ればどれくらいごみが削減されるか等、生活者の目線にたったものであればいいなと感じたが、費用や経済的にどうか。

(事務局 部長)

ごみ処理の費用の面について、広報等でこういう取り組みをしていただければごみが削減されるとか、ごみ袋も有料でごみ袋の枚数を減らすことで、ごみ自体を減らすことができる等を広報等で周知をしているが、こういう取り組みを行うことでいくら費用が減るとかごみが削減できる等はまだ検討が出来ていない状況。それから、ごみ袋について1枚大ならば45円、これも結構高いとお声もあるが、これについて本当に高いのかもっと広報で示せと担当には伝えているが、作成するのに1枚約12円から15円程度なのになぜごみ袋代が1枚45円なのかさまざまご意見があるので、こういうことで費用が必要であると周知は必要だと思っている。

町長の冒頭のあいさつにもあったように、天理の方の建設で全体額約250億円で、広陵町も約10%の約20億の負担が必要となるので基金として積み立てをさせていただき、その費用に充てるという風に考えている。ごみ量を減らすことによって天理市に支払う負担額も削減できるので、そのことを住民の方々に伝えて行きたいと思う。

(委員)

評価というのはどうされているか。

(事務局 部長)

平成17年まではごみ袋の有料化を行ってなかったが、また、後ほど説明をさせていただくが、平成17年から令和3年までは人口は伸びているが可燃ごみは減っているので、有料化である一定の成果がでているのではと考えている。

(会長)

今の話はこの後の4番目のところで行うので、とりあえずこの審議会の答申をどのような形で出したのかを知っていただくために、質問をしている。

(委員)

この中にこれだけ目標値を作られたのだが、それぞれが達成できているのか出来ていないのか、検証されたものを数値として明らかにしていただけたらと思う。

会長がおしゃられた、基本理念ということで審議会を開催されて方針を出しましたということになっているが、所々に訴訟の話があって、私は約35年前に大阪から引っ越ししてきたが、その時に馬見南3丁目にあった清掃センターがあり、その時にもすぐに立ち退くと聞いていたことによって、その時はあまり気にしていなかったが、15年という期限もあったにもかかわらず、そのまま運営し続けて、訴訟し負けて、どうしても移転が必要となりこの場所に来た記憶がある。前の清掃センターもこちらもそうだが、通常自分の家を建てる場合も15年で潰すって家があるか。どう考えても解せないというか腹立たしい。そんな中で審議会の中身は良いことを書いているが後手後手に回ったことで、結果として審議会を開催することになったと感じている。なぜ15年なのか今すぐに即答していただけても良いが、後で理由等教えていただければありがたいと思っている。

先ほども言ったが、なぜ15年という期間なのか私の素朴な疑問。

私、大阪から来たが、各市町村はごみの集積場はかなり苦労されている。ところが、20～30年前になるが、清掃施設のあり方も変わってきて、ここみたいに外観からはそんな汚いものや煙がバンバン出ているような嫌悪施設の状態にはなっていないように思う。私の知ってる所では、もっと迷惑なのは、入ってくる収集運搬車1日で何十台、1日数百台とこれが周辺の住宅の方の環境に影響するんでこういう対策をどうするのかで、道路や水路を整備したり、またご迷惑をおかけする皆様に関連施設を造る等の政策等をしてこられた。

清掃工場を建設するときは、40年、50年持たすと共に、いつかは建て替えが必要となるので広い敷地を確保してその隣に新たに建設して操業を停止しないような状態で建て替え・更新をする状態でされているが、ここにはそんな心配も無いし、15年ということなら仕方が無いが、どうもその辺りが、地元の方もご心配になられるが、そこがやはり行政として誠意を尽くし知恵出して地元の方のお願いするという姿勢が必要だと思うので、15年という短い期間しかなかったということは、失礼だが行政の能力としてどうだったのかと言わざるを得ないと感じている。

(事務局 部長)

本日、所長が所用の事情で欠席しているため詳しいことは次回に説明させていただくが、私はほぼ達成できていると思っている。

(会長)

色々なご質問の中で15年という期間についてご意見があったが、この処理量の規模がよくわからないが、焼却炉には対応年数があって、処理量が多いほど焼却炉がダウンする程度が大きいので、ひょっとして持たせる期間とダウンの程度の整合性があったと思うが、このことは改めて次回に議論させていただきたいと思う。まず、今回は今の答申に関してご意見をお聞きしたいと思う。詳細は次回以降で考えて行きたいと思うが、その他の件について、はじめの、要するにこんな思いで答申したということだが、ご意見無ければ基本的な考え方に入っていきたいが、たぶん議論が深まると思うので、第2回目以降で今回の事務局の説明があったことを少し整理しながら進めて行きたいと思う。

・ (4) **ごみ袋有料化に伴うごみ搬入量及び人口の推移について**

(会長)

続いて、(4)ごみ袋有料化に伴うごみ搬入量及び人口の推移についてグラフについて、事務局からご説明願う。

(事務局 部長)

平成17年から令和3年までのごみ量と人口の推移である。棒グラフの青の部分は可燃ごみ、折れ線グラフについては人口の推移である。

先ほど申し上げたとおり、平成17年まではごみ袋の有料化は行っておりませんでした。人口は増えて可燃ごみの方は減少している状況である。

これについては、平成17年を基準として各年の推移を表している。

やはり、ごみ袋を有料化することにごみの減量につながっていることははっきりと言えるのではないかと考えている。

今後ごみの減量について、しっかりとつなげていきたいと思う。

(会長)

人口の増加に反して、ごみが横ばいか減少しているのは、減量に関する意識が関わっていることの証と私は思っている。

皆様、他、この図に関して何かご意見があるか。

(委員)

20年前の当時、いろいろな意味で答申があって、その後分析や評価がされてなかった等色々な問題があり、当初馬見南3丁目施設は訴訟で、移転先の土地の選定とか、古寺や中地区との地元対応等、近隣の住民の方々の対応等で行政の方々は苦勞されていた。

私からのお願いとして、ごみ量と人口推移だけではなく、費用的なことも出していただき議論していきたいと思う。

(会長)

今のご提案は、経費を比較していき議論していけばいいのかと思っている。これは次回の会議に事務局から準備していただき議論していけば良いと思う。

(委員)

この表のごみ量は家庭ごみだけなのか、事業系ごみも含まれた量かお伺いしたい。

(事務局 部長)

この表のごみ量は事業系の食べ残し等、紙くず等の可燃ごみも含まれている。事業系で受け入れ可能なごみは可燃ごみのみである。

(委員)

可燃ごみは、家庭系ごみと事業系一般廃棄物が含まれているということか。

(事務局 部長)

そのとおりである。

(委員)

この審議会には、事業者の方も参加されているので、家庭ごみと事業ごみを分けて、家庭系のごみは、家庭ごみ、事業系のごみは事業ごみとして分離して各々の増減を比較するのが良いと私は考えている。

先程、他の方がおっしゃった経費について、広報で周知するのが良いと思っている。

ここは資源ごみ等を選別して売却しているので、それぞれのごみを選別処理した後の経費と資源ごみの売却収入もあるので差し引きをした額を出していかなければならないと考えている。

先程の15年の期間の話について、単純に考えると修繕しながら使用すると通常30年、40年使えるものを15年で潰していくと割高感があるし、この負担は住民全体が負担してる。ごみは住民全体で負担協力していくが、15年という期間は町全体にとって良いというものがあれば良いが、どの点で良いか何も示されていないので、それも明らかにしていただければありがたい。

(会長)

先程のご質問は事務局の方で次回に報告していただくとして、第1回目としては、色々なご意見をいただいて、答申の内容とごみと人口の推移の説明として一旦納めていただきたい。

(委員)

現状、訴訟、予算等の議論となっているが、住民としては、これまでの、ごみへの住民の意識は、ごみは必ず捨てるものだとなっている。これが平成12年にリサイクル法の施行でごみを捨てるものから資源に回していきましょうという我々の認識になり、私も東大阪から引っ越しして25年に

なるが、東大阪の1 / 15の35, 000人の意識が変わってきたと私は認識している。できる限り資源となるごみはできる限り分別して資源としている。このあたりがはじめに書かれてる住民意識を変えて行くという部分かなと思っている。

(会長)

先程の焼却炉について、町長からご説明がある。

(町長)

馬見南3丁目にあった清掃センターも操業協定を当初地元と結んでおり、当初も操業期間が15年が決まっており、ただ延長条項があったので協議をして延長するという事になっていたが、地元住民の皆様は住宅の近くにゴミ処理施設は環境上にも好ましくないということであった延長協議も出来ずに、その途中で町長不在の時期が1年7ヶ月あり、その時期に操業期間が満了となり、町長不在の中で地元と協議も出来ずにそのまま操業を続けてきた。

その後、地元と協定の結び直しを行ったが、その後も住宅が建築されるということから、新住民の方がこの環境は良くない、もう清掃センターがどこかに移転すると説明を受けたという方もおられ、実際そんな説明があったかどうかは私もよく把握していなかったが、その中で馬見南3丁目から訴訟が起こされ、平成17年6月をもって操業を停止するという裁判所の和解勧告をどうするかということを経済に諮り、いつまでも争っているわけにはいかないということで、平成17年6月をもって操業を停止するという和解勧告を議会で議決され受け入れたということである。

平成17年6月からはこの勧告を受け入れた以上は新しい施設を造らなければいけないということで急遽、今のこのリレーセンターの場所に新しい施設を建設させていただこうということになり、地元と交渉をさせていただいた。当時はダイオキシン問題が非常に社会を賑わせていたので、焼却施設は駄目ということで RDF 施設ならということも一部にあったので RDF+炭化ということでここに地元との受け入れ条件の中に「15年限りなら受け入れてあげよう、15年の約束をしっかりと果たせ」と、その当時受け入れていただく中で事前に裁判所の即決和解を受けて協定を結んでいるので、この施設も15年限りで終わるとなったのはそういう事情である。

天理市の施設は50年間地元と約束をしていただいている。1回は更新が出来るという、大体25年間ぐらい経てば改修を行い、更に25年間使用するという事で地元と約束しているのでち

らの方は50年間使用できるということである。ただ、天理市の方でも50年後はこの場所ではなく他の場所で行うことが地元との約束であるので、50年後には天理市以外の違う場所を選考しなければいけないが、今の世代では次の場所を選考するのは難しいところもあるので、ずっと先の話になると思うが、そのような経過で15年あるいは20年と年数が決められている。

先程も会長がおっしゃられたようにごみ処理施設の対応年数もあるので機械設備は大体7年～8年ぐらいで大規模修繕をしないと使えない。15年が施設としての対応年数ではないかということもあって、このRDF施設は15年という想定して、15年で止めさせていただいたということである。15年は短いというのはもちろん議論としてあるのは承知をしている。もっと、まだ使えるはずだという意見としてあるのは当たり前であるが、いわゆる嫌悪施設を受け入れていただくためにそういう約束を地元とさせていただいた。この15年限りと言うのは議会でもこの施設を受け入れていただくにあたって裁判所の即決和解なので議会の議決もいただいて決まっているという状況である。

以上 説明、経過としてご説明させていただいた。詳しいことは日を追って資料としてお示しさせていただけたらと思うのでよろしく願います。

(会長)

先程町長の方から、天理市の話が複数回出てきたが、実は天理市民の方から、あちこちからごみを積んだトラックが来ると天理市民としてどうだろうか、こういうルートでこんな時間とか、煙突の高さをどうするか等色々な議論を何度も行った。そして、結果的に市長さんは今の場所で行くという形で決まった。

ごみ処理場として思えないすごい施設となって、公共開発はがいくつもある中で、これからは都会のど真ん中にあってもおかしくないような外見だけではなくて、内側の装置もそうなっているので50年後は今と違ったイメージのごみ処理場になっているかもしれない。そういうことも含め、次回、ごみ対策をどうしていったら良いのか積極的な前向きな話をしていけば良いと思っている。

まだまだご意見はあると思うが、最後に何かご意見のある方はどうぞ。

(委員)

広陵町にめぐるごみの問題について十分理解が深まる良い機会だったと思う。

委員の先生方から出たご意見からすると、おそらく同じような感覚をお持ちだと思うが、広陵町のごみをどのようにしていくのか考えて審議会で議論していくのであれば、まず、目標があり、計画があり、実施されたものがどう評価されて次にどう進めていくのか、いわゆる PDCA サイクルがどう回っているのか、今回のご報告の中では十分に理解し得なかったという、経費の問題等のところが、委員の方々のご質問だったと理解している。

ごみ問題の理解の根拠はこれまで十分議論されていたと思うが、広陵町の上位計画にあたる総合計画でも、ごみの問題をどうするのか積極的に見て取れなかったので町として、どういった施策を進めていくのか、どう町に参画する町民の皆様や事業者の皆様参加していただき、つながっていくのが議論の中心と思うので、そのあたりがあれば是非次回、ご紹介していただきたいと強く願っている。

2点目は、前回からかなり長き年月が経っており、社会も変化しており、町も人口だけでなく、世帯構成とか年齢構成も様々変化している中で、この20数年の間の変化についてどのようにごみ問題を町で考えているのか、ごみ問題だけではなく町全体をどう見るかの視点が必要でないかと感じた。

最後に、なぜ私がここにいるのか考えたら、奈良県の環境審議会では奈良県の巡回型社会推進協議会の委員でもあり、京阪神の環境評価というところで、かなり廃棄物処理施設の評価もやっているので学識として入っていると理解している。

そういったところで、単純比較するのは非常に危険なので奈良県でも良いし、町等の類似団体でも良いのでどのように、ごみ施策を推進されているのか比較があった方が評価しやすいのではないかと感じた。

今現実にある問題をどうするのかということももちろん大切だが、その場その場の議論ではなく将来を見据えた中で、今ある枠をどう考えていくのかという視点を持って、未来指向型で審議会の議論が発展的に進んでいけばと思っている中で、結構、基礎的な資料の提示をお願いしているので是非ご検討をお願いします。

(会長)

非常に大切なご指摘3点ほどあった。

PDCAを行い、どう評価するか。

事務局がどういう方針で、これから進めていくか目標等を定めて欲しい。

また、他市町村等の比較のデータがあった方が良さだろうというご意見であった。

(委員)

私が質問させて頂いたのは、決して後ろ向きではなく、前向きにさせていただいているので、その辺誤解の無いようお願いしたい。

20年以上前に答申された内容は委員名簿も含めて、このように今回説明されたように、20年後にも同じような説明になるかもしれないし、そこであなた達はそんな検討しかしてこなかったのかとなれば申し訳ないし、ごみ処理の問題のハードの問題については、我々は決められない。

会長がおっしゃられたとおり、これは天理市の方で協同処理すると決まっていることである。

ごみの減量化については、地球環境を守ってごみを少なくしようということと、財政的にも節約していこうということの両方の目標があると私は考えている。それから言えば大きなハード面について議論できない中、こうしてハード面の計画になってこう言う処理になったから、やむ得ないとした中で、我々が出来ることをやっていくことを考えようと思っているので誤解の無いようお願いしたいと思う。

(会長)

委員の意見は、非常に大事で、この審議会は常に前向きに議論していく中で、古きを訪ねて新しきを知っていく中で次回以降も進めていこうと思っている。まだまだ、ご意見もあろうかと思うが、議事次第の中で、その他の件について事務局からの連絡に行かせてもらいたい。

4 その他 ※次回開催日の日程について

(会長)

その他について事務局、お願いします。

(事務局 部長)

ご意見を頂いた内容については次回に報告をさせていただきたいと思う。

当時の状況と現在の状況では22年も経過しているので大幅に変化している。

今回、議会からの議決を受けて審議会を再開させていただいている。

本日は、再開の理由や当時の答申の説明をさせていただいたところである。

次回は本日頂いたご意見を踏まえて議会からの審議の3点について様々な資料をご用意させて頂くので慎重に審議頂きますようお願い申し上げます。

また、当審議会のスケジュールについて、充職の委員さんもおられるので、令和5年度内には答申できるようにと考えている。

次回の審議会は6月下旬を予定しており、日程が決まりましたら1ヶ月前にはご案内させていただく。

最終の審議会で答申の確認をいただき会長から町長に答申を提出させていただきたく思う。

(以 上)